

桜田・五十嵐税理士法人は、国内税務、国際税務、連結納税、組織再編税制、SPC業務等の幅広い範囲で、知力をクライアントへの付加価値に替えるべく品質の高いアドバイスをできるように、日々取り組んでいます。

なお、このニュースレターは概略的な内容を紹介する目的で作成しているため、全ての個別具体的なケースに該当するものとは限りません。個別案件についてのご相談、お問い合わせにつきましては、電話またはメールにて弊社にお問い合わせください。

## 東日本大震災に関する震災特例法

東日本大震災の被災者・被災企業に対する税制の軽減・減免措置の第一弾である「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」が、4月27日の参院本会議で可決・成立、同日に公布・施行されました。

本ニュースレターでは、これらの税制特例措置の主な内容についてご紹介します。

また今後、震災特例法の第二弾が秋以降に提出される予定です。

桜田・五十嵐税理士法人  
〒150-6018  
渋谷区恵比寿 4-20-3  
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18F  
電話 03-5789-5870(代表)  
inquiry@skrdp.com

## <法人税関係>

### 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度において生じた法人の欠損金額のうち繰戻対象震災損失金額(東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額をいいます。)がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書の提出と同時に、その繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について 2 年間まで遡って繰戻し還付を受けることができます。

また、平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により同様の繰戻し還付を受けることができます。

### 2. 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付(中間申告)

法人の平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される源泉所得税額でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額(震災損失金額を限度)の還付を受けることができます。

### 3. 中間申告書の提出の特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととなります。

### 4. 被災代替資産等の特別償却

事業者が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、下記の割合で特別償却をすることができます。

種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等	その他の法人
建物又は構築物	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 31 日	18%	15%
	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	12%	10%
機械装置又は一定の船舶、 航空機若しくは車両運搬具	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 31 日	36%	30%
	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	24%	20%

### 5. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

事業者が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間(対象期間)内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を

含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合 100%)をすることができます。

- (1) 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成 23 年 3 月 11 日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え
- (2) 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

#### 6. 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産又は買換え資産をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を2年以内の範囲で延長することができます。

### <消費税関係>

#### 1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

東日本大震災により消費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合等においても、指定日(※)までに提出した場合には、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとされます。

(※)指定日とは、下記の区分に応じ、それぞれに掲げる日となります。

- (1) 青森県、茨城県内に納税地を有する被災事業者の方・・・平成 23 年 7 月 29 日  
(両県内に納税地を有する被災事業者のうち、災害による個別の事情により平成 23 年 7 月 29 日までに申告等が行えないため、税務署長に申請し期限の延長措置(個別指定)を受けた被災事業者の方の指定日は、その個別指定の日)
- (2) 岩手県、宮城県、福島県内に納税地を有する被災事業者の方  
・・・今後、地域指定の解除の際に指定される期日  
(個別指定の適用を受けた被災事業者の方の指定日は、その個別指定の日)
- (3) (1)、(2)の地域以外に納税地を有する被災事業者の方・・・平成 23 年 7 月 29 日  
( (1)、(2)の地域以外に納税地を有する事業者であっても、個別指定の適用を受けた被災事業者の方の指定日は、その個別指定の日)

## 2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととなります。

### <所得税関係>

#### 1. 雑損控除の特例

東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、次の措置が講じられます。

- (1) その損失額を平成 22 年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができます。
- (2) 雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が 5 年(現行:3 年)とされます。

#### 2. 被災事業用資産の損失の特例

事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(被災事業用資産の損失)について、次の措置が講じられます。

- (1) その損失額を平成 22 年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。  
この場合において、青色申告者について平成 22 年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成 21 年分の所得への繰戻し還付ができます。
- (2) 被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成 23 年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間が 5 年(現行:3 年)とされます。
  - ① 青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が 10 分の 1 以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失を含む平成 23 年分の純損失の金額
  - ② 白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が 10 分の 1 以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

### 3. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

個人が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支出した震災関連寄附金(国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいいます。以下同じ。)について、次の措置が講じられます。

- (1) 震災関連寄附金に対する寄附金控除についての控除対象限度額が、総所得金額等の 80%(現行:40%)相当額とされます。
- (2) 認定特定非営利活動法人及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の 40%相当額(所得税額の 25%相当額を限度)がその年分の所得税額から控除されます。

### 4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

勤労者が東日本大震災により被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行われません。

### 5. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができます。

## <相続税・贈与税関係>

### 1. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長

#### (1) 相続税

平成 22 年 5 月 11 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に相続等により取得した特定土地等又は特定株式等(平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものに限り)の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

また、相続人等のうち、この特例の適用を受けることができる方がいる場合には、原則としてその相続人等の全員の申告書の提出期限が、平成 24 年 1 月 11 日まで延長されます。

#### (2) 贈与税

平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等(平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものに限り)の価額は、

その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

また、平成 22 年中に贈与により財産を取得し、この特例の適用を受けることができる方は、申告書の提出期限が、平成 24 年 1 月 11 日まで延長されます。

## 2. 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(贈与税に係る住宅特例)について、次の措置が講じられます。

- (1) 平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした方が、同日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が東日本大震災により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなかつたときは、居住の用に供することは要件とされません。
- (2) 平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた方が、住宅用家屋の新築等をし、平成 23 年 3 月 15 日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年 12 月 31 日までにその居住の用に供することができなかつたときは、その居住期限が平成 24 年 12 月 31 日まで延長されます。
- (3) 平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合においては、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成 24 年 3 月 15 日までに新築等ができなかつたときであっても、贈与税に係る住宅特例の適用を受けることができる上で、その新築等の期限が平成 25 年 3 月 15 日まで延長されます。

### <災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例>

東日本大震災により住宅又は家財について被害を受けた方については、その被害を平成 22 年において受けたものとして、平成 22 年分の所得税について災害減免法を適用することができます。